

23水管第1809号
平成23年11月25日

水産政策審議会
会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について
(諮問第207号)

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

遠洋かつお・まぐろ漁業に係る東部太平洋海域におけるよごれの採捕の禁止について
(指定漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第2 関係)

1 現行制度の概要

かつお・まぐろ類については、海洋を広く回遊する魚種であるため、混獲魚種に係る採捕の規制を含め、全米熱帯まぐろ類委員会（以下「IATTC」という。）等の地域漁業管理機関において資源管理を行い、必要な保存管理措置を定めている。

また、当該保存管理措置については、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「指定省令」という。）第17条に基づき、指定省令別表第2の上欄に掲げる指定漁業につき、それぞれ同表の下欄に掲げる規制を講じることにより、国内担保を行っているところである。

2 改正の必要性

今般、平成23年IATTC年次会合において、よごれに関する保存管理措置が採択され、遠洋かつお・まぐろ漁業に係る東部太平洋海域におけるよごれの採捕が禁止されることとなった（平成24年1月1日発効）。これを担保するため、指定省令別表第2を改正する必要がある。

3 今後の予定

平成24年1月1日施行（予定）

以上

○農林水産省令第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年 月 日

農林水産大臣 鹿野 道彦

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項中第二十六号を第二十七号とし、第二十一号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十号中「第二十三号」を「第二十四号」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項中第十一号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号中「第十七号」を「第十八号」に、「第二十二号」を「第二十三号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「南緯五十度の線以北、北緯五十度の線以南、西経百五十度の線以東の太平洋の海域

」を「前号に規定する海域」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 南緯五十度の線以北、北緯五十度の線以南、西経百五十度の線以東の太平洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。

附 則

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

○ 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文
 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第二（第十七条関係）			
指定漁業の名称 (略)	制限又は禁止の措置	指定漁業の名称 (略)	制限又は禁止の措置
遠洋かつお・まぐろ漁業	<p>一～四 (略)</p> <p>五 南緯五十度の線以北、北緯五十度の線以南、西経百五十度の線以東の太平洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。</p> <p>六 前号に規定する海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。</p> <p>七～十 (略)</p> <p>十一 大西洋の海域（地中海の海域を含む。次号から第十八号まで及び第二十三号において同じ。）における遠洋かつお・まぐろ漁業によるしゅもくざめ科（うちわしゅもくざめを除く。）の採捕は、禁止する。</p>	遠洋かつお・まぐろ漁業	<p>一～四 (略)</p> <p>五 南緯五十度の線以北、北緯五十度の線以南、西経百五十度の線以東の太平洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。</p> <p>六～九 (略)</p> <p>十 大西洋の海域（地中海の海域を含む。次号から第十七号まで及び第二十二号において同じ。）における遠洋かつお・まぐろ漁業によるしゅもくざめ科（うちわしゅもくざめを除く。）の採捕は、禁止する。</p>

十二〇(略)

二十一 北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋の海域(次号から第二十四号までにおいて「西大西洋海域」という。)における遠洋かつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。

二十二〇(略)

(略)

十一〇(略)

二十 北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋の海域(次号から第二十三号までにおいて「西大西洋海域」という。)における遠洋かつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。

二十一〇(略)

(略)